

へき地手当等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年3月20日

香川県知事 真鍋武紀

香川県条例第34号

へき地手当等に関する条例の一部を改正する条例

へき地手当等に関する条例（昭和46年香川県条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(へき地手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>1級 <u>100分の4</u></p> <p>2級 <u>100分の8</u></p> <p>3級 <u>100分の12</u></p> <p>2 前条第1項の規定により指定されたへき地学校に準ずる学校又は共同調理場に勤務する職員には、給料及び扶養手当の月額の合計額に<u>100分の2</u>を乗じて得た月額のへき地手当を支給する。</p>	<p>(へき地手当)</p> <p>第4条 前条第1項の規定により指定されたへき地学校に勤務する職員には、給料及び扶養手当の月額の合計額に、当該へき地学校の級別に応じ、次に掲げる級別ごとの支給割合を乗じて得た月額のへき地手当を支給する。</p> <p>1級 <u>100分の8</u></p> <p>2級 <u>100分の12</u></p> <p>3級 <u>100分の16</u></p> <p>2 前条第1項の規定により指定されたへき地学校に準ずる学校又は共同調理場に勤務する職員には、給料及び扶養手当の月額の合計額に<u>100分の4</u>を乗じて得た月額のへき地手当を支給する。</p>

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。